

薬生発0621第2号
基発0621第1号
年発0621第1号
政総発0621第1号
政統発0621第1号
平成28年6月21日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公印省略)

労働基準局長
(公印省略)

年金局長
(公印省略)

政策統括官(総合政策担当)
(公印省略)

政策統括官(統計・情報政策担当)
(公印省略)



厚生労働省組織令及び厚生労働省組織規則の一部改正に伴う大臣官房統計情報部、医薬・生活衛生局、労働基準局、年金局及び政策統括官の組織再編等について

厚生労働省組織令の一部を改正する政令（平成28年政令第238号）が平成28年6月17日に、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第114号）が本日公布され、ともに本日から施行される。こ

れにより、大臣官房統計情報部、医薬・生活衛生局、労働基準局、年金局及び政策統括官の組織再編等が行われることとなった。今回の組織再編の概要は下記のとおりであるので、貴職におかれては、改正の趣旨を御了知の上、関係団体、関係機関等に周知徹底方御配慮願いたい。

記

第1 改正の趣旨

平成27年5月に日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案が発生したことを受け、国民生活に密接に関わる行政を担当している厚生労働省として、膨大な個人情報や機微な情報に係る情報セキュリティに関する体制等の整備を図るため、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号。以下「令」という。）を改正し、組織改革を行う。

また、革新的な医薬品、医療機器等の実用化の促進を図るため、医薬・生活衛生局の内部組織の見直しを行うとともに、労働紛争処理等の労使関係施策を一体的に進め、労働条件施策との連携強化を図るため、労働基準局の内部組織の見直しを行うものである。

第2 組織再編の内容

1 政策統括官の組織再編について

現在の「大臣官房統計情報部」を廃止するとともに、現在の「政策統括官（社会保障担当）」、「政策統括官（労働担当）」を「政策統括官（総合政策担当）」、「政策統括官（統計・情報政策担当）」に再編する。

(1) 再編後の「政策統括官（総合政策担当）」は、再編前の以下ア及びイの事務をつかさどる。

ア 「政策統括官（社会保障担当）」の事務のうち、「社会保障担当参事官室」及び「政策評価官室」に係る事務

イ 「政策統括官（労働担当）」の事務のうち、「労働政策担当参事官室」、「労政担当参事官室（独立行政法人労働政策研究・研修機構に関する事務に限る。）」（※）及び「労使関係担当参事官室」に係る事務

※ 労政担当参事官室を廃止し、その所掌事務を労働基準局に移管する。

- (2) 再編後の「政策統括官（統計・情報政策担当）」は、再編前の以下ア及びイの事務をつかさどる。

ア 「大臣官房統計情報部」に係る事務

「大臣官房統計情報部」を廃止し、同部が所掌している事務を政策統括官に移管することに伴い、統計情報部「企画課」、「企画課統計企画調整室」、「企画課審査解析室」、「企画課普及相談室」、「企画課情報システム管理室」、「人口動態・保健社会統計課」、「人口動態・保健社会統計課行政報告統計室」、「人口動態・保健社会統計課保健統計室」、「人口動態・保健社会統計課社会統計室」、「人口動態・保健社会統計課世帯統計室」、「雇用・賃金福祉統計課」、「雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室」を廃止し、政策統括官付「参事官（企画調整担当）付統計・情報総務室」、「参事官（企画調整担当）付統計企画調整室」、「参事官（企画調整担当）付審査解析室」、「参事官（企画調整担当）付普及相談室」、「情報システム管理室」、「参事官（人口動態・保健社会統計担当）付人口動態・保健社会統計室」、「参事官（人口動態・保健社会統計担当）付行政報告統計室」、「参事官（人口動態・保健社会統計担当）付保健統計室」、「参事官（人口動態・保健社会統計担当）付社会統計室」、「参事官（人口動態・保健社会統計担当）付世帯統計室」、「参事官（雇用・賃金福祉統計担当）付雇用・賃金福祉統計室」、「参事官（雇用・賃金福祉統計担当）付賃金福祉統計室」とする。

イ 「情報政策担当参事官室」に係る事務

「情報政策担当参事官室」の名称を「情報化担当参事官室」に改称するとともに、「サイバーセキュリティ担当参事官室」を新設し、これまで情報政策担当参事官室が所掌していた情報政策に関する事務のうち「情報セキュリティの確保に関する」事務を「サイバーセキュリティ担当参事官室」に移管する。

2 医薬・生活衛生局の内部組織の見直しについて

- (1) 医薬品（体外診断用医薬品を含む。）、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の審査管理に関する事務は、従前全て「審査管理課」が所掌していたところ、そのうち医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品の審査管理に関する事務について「医療機器審査管理課」を新設し、これに移管する。
- (2) あわせて、再生医療等製品の販売業に関する事務について、総務課から「医療機器審査管理課」に移管する。

- (3) 「医療機器審査管理課」に医療機器等の審査管理に関する事務を移管した後の審査管理課の名称を「医薬品審査管理課」とし、所掌事務について「医療機器審査管理課」に移管する事務を削る。
- (4) また、「審査管理課」に設置していた「化学物質安全対策室」を廃止する。

3 労働基準局の内部組織の見直しについて

- (1) 「労働関係法課」を新設し、これまで労働条件政策課が所掌していた「労働契約に関する政策の企画及び立案に関すること」及び「個別労働関係紛争の解決の促進に関すること」等の労働契約等に係る事務を労働関係法課に移管する。また、これまで「政策統括官（労働担当）」の「労政担当参事官室」が所掌していた「労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利の保障に関すること（中央労働委員会の所掌に属するものを除く。）」及び「労働関係の調整に関する政策の企画及び立案に関すること」に関する事務を労働関係法課に移管する。
- (2) 「賃金課」を新設し、これまで労働条件政策課が所掌していた「賃金の支払及び最低賃金に関する政策の企画及び立案に関すること」等の賃金に係る事務を賃金課に移管する。

4 年金局の内部組織の見直しについて

- (1) 事業管理課が所掌していた「政府管掌年金事業等の実施に関する事務の処理に関する電子計算組織の整備及び管理に関する事務」を事業企画課に移管する。これに伴い、「事業管理課システム室」を「事業企画課システム室」とする。
- (2) 事業企画課が所掌していた「政府管掌年金等の統計及び政府管掌年金事業等の運営のための統計数理的調査に関する事務」を事業管理課に移管する。これに伴い、「事業企画課調査室」を「事業管理課調査室」と設置する。
- (3) 事業企画課が所掌していた「年金記録訂正請求に関する事務」を事業管理課に移管する。これに伴い、「事業企画課年金記録審査室」を「事業管理課年金記録審査室」と設置する。

5 その他所要の改正

第3 その他

1 既存の通知等の取扱いについて

今回の組織再編等に伴い大臣官房統計情報部、医薬・生活衛生局、労働基準局、年金局及び政策統括官の通知その他の文書（以下「通知等」という。）については、今後次のように取り扱うこととする。

- (1) 組織再編等前に発出された大臣官房統計情報部、医薬・生活衛生局、労働基準局、年金局、政策統括官内の各職による通知等は、別途の通知等が発出されない限り、組織再編等後に当該通知等に係る事務を所管する職の発出による通知等とみなし、その効力を維持するものとする。
- (2) 組織再編等前に発出された通知等中の組織の名称及び職名については、今後、当該通知等を改正する際に組織再編等に合わせた所要の改正を行うこととし、それまでの間、組織再編等後の組織の名称及び職名とみなして取り扱うこととする。

